

農繁期における火災予防について

今年も稲刈りの時期を迎えます。農作業の忙しさや疲れから、火に対する注意がおろそかになるため、火災の発生が心配されます。

空気が乾燥する時期でもあるので、屋外で火気を使用するときは、周囲の可燃物や風に十分注意してください。

■問合せ先 八峰消防署 ☎76-3119



9月14日～10月14日は「秋季大掃除月間」です

9月14日(土)から10月14日(月・祝日)までの1カ月間は秋季大掃除月間です。町民の皆さんが積極的に掃除を行って、きれいな町づくりにご協力ください。

なお、八森地区の側溝上げは、10月14日(月・祝日)に行ってください。翌15日(火)に町で回収します。

■問合せ先 総務課 生活環境係 ☎76-4601

北海道八峰町ふるさと会 総会・懇親会のお知らせ

今年の夏は北海道もずいぶん暑かった様に思いますが、9月になり、周りもススキやコスモスなどが見られ、少しずつ秋の景色へ移りつつあります。この季節になると、久しぶりに同郷の方々と再会が楽しみになります。毎年恒例の「北海道八峰町ふるさと会」が近づいて参りました。

昨年は森田町長、門脇会議議長はじめ、来賓の方々をお迎えし、八峰町からのお土産の「きりたんぼ鍋」をかこみ、ふるさとの話題や思い出話に楽しいひと時を過ごすことが出来ました。

また、「歌謡アトラクション」「宝引きゲーム」「カラオケ」などで、会場は「やんや」の盛り上がりで時間が足りないくらいの大好評でした。今年も、昨年同様景品の当たるゲームや「カラオケ」など盛りだくさんの計画で楽しい時間を送って頂くよう計画しています。

そして今年のお土産は、八峰町峰浜地区から作り味噌の「白神っ子」を始め、峰浜で採れた数々のお土産を参加頂いた皆様にお持ち帰りいただきます。八峰町やふるさとの人達の支援で毎年この「ふるさと会」が実施されており、北海道在住の八峰町出身者が一人でも多くご参加いただけますよう地元からの呼びかけをお願いいたします。



きりたんぼ鍋に舌鼓



宝引きゲームで盛り上がる参加者



今年の参加者のお土産

■開催日時 令和元年10月19日(土) 午前11時30分～午後3時30分
 ■会場 札幌第一ホテル(札幌市中央区南七条西1丁目12-7)
 ■申込先 北海道八峰町ふるさと会 高杉 昇(事務局)
 北海道石狩市花川南6条4丁目58
 ☎0133-73-4346、FAX0133-73-4340
 携帯090-8630-2781

—— 問合せ先 ——
 企画財政課 企画係
 ☎76-4603

あなたは愛しいペットが亡くなられたときどうしてですか?

10月27日(日) 慰霊祭を行います。家族の一員として大切にご供養しませんか?

飼主募集 会いに来てください。

料金など詳しくはお問い合わせください。



火葬のご用命は
 飼い主様の心に寄り添う
 PETrestメモリアルパークまで
 ※こちらでは、現在休みを取っておりますので、
 いつでも火葬の申し込みを受け付けております。

PET rest メモリアルパーク 霊園部

動物取扱責任者 中村 厚志
 能代市中沢字瓶根2-5
 TEL0185-58-5000
 ホームページ <http://www.pet-rest.com/>
 保管(ホテル) 動-19-10 H30年4月更新 有効期限R5年4月16日
 販売 動-19-19 H30年4月更新 有効期限R5年4月16日
 貸し出し 動-19-11 H30年4月更新 有効期限R5年4月16日
 展示 動-19-12 H30年4月更新 有効期限R5年4月16日
 その他譲受許可(老犬ホーム) 動-19-13 H30年4月更新 有効期限R5年4月16日

令和元年10月1日 年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている方

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。

② 平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きはお早めに!

■ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。
- 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。



『給付金専用ダイヤル』: 0570-05-4092(ナビダイヤル) **年金給付金 検索**

伐木作業に係る省令改正に伴う安全衛生教育(補講)の実施について

平成31年2月12日に、伐木作業に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、同規則第36条第8号または8号の2に掲げる特別教育修了者は、令和2年7月末日までに伐木等の業務特別教育の補講を修了しないと、同年8月からはチェーンソーを用いた伐木等作業に就くことができなくなりました。

対象となる方は、下記の日程で特別教育補講が実施されますので申込みの上、受講いただきますようお願いいたします。

令和元年度 チェーンソー特別教育補講の日程・会場

開催日	時間	会場	電話番号	応募人数
			FAX番号	
10月4日(金)	9:30-12:00	北秋田市交流センター (北秋田市材木町2-2)	0186-63-2321	100
	13:00-15:30		0186-63-2322	100
10月28日(月)	9:30-12:00	森林学習交流館「プラザクリプトン」 (秋田市河辺戸島字上祭沢38-4)	018-882-4811	100
	13:00-15:30		018-882-4821	100
12月11日(水)	9:30-12:00	大館市北地区コミュニティセンター (大館市有浦1-8-15)	0186-45-0515	100
	13:00-15:30		0186-45-0530	100
12月24日(火)	9:30-12:00	能代山本広域交流センター (能代市字海詠坂3-2)	0185-54-5300	100
	13:00-15:30		0185-89-4280	100

受講申込書は支部のホームページにありますのでご利用ください。(URL <http://rinsai-akita.la.coocan.jp/>)

■問合せ先 林材業労災防止協会秋田県支部 ☎018-837-7762